

会議名称	平成12年度第4回 情報公開・個人情報保護審議会会議録	
日時	平成12年10月5日(木) 14時00分～16時50分	
場所	杉並区職員研修所3階会議室	
出席者	委員	江藤会長 金子委員 清澤委員 小井委員 篠委員 熊倉委員 高橋委員 縫村委員 布施委員 堀内委員 門脇委員 河津委員 佐々木委員 鈴木委員 富本委員 藤原委員 青山委員 小幡委員 茶谷委員 (欠席：安本委員)
	実施機関	武笠介護支援課長 木下厚生部参事(厚生部管理課長事務取扱) 遠藤保育課長 坂田保健予防課検査主査 皆川生活衛生課長 福田健康推進課精神保健福祉主査 山口営繕課長 中山自転車対策課自転車対策係長 浅川選挙管理委員会事務局主査 工藤指導室長 村上経済勤労課長
	事務局	滝田企画部長 [区政情報課]館野課長 大和田主査 片岡主査 [情報システム課]浅川課長 星主査 石井主査 依田主査 太田主査 森山主査 片山主査
傍聴者	3名	
配付資料	事前	・平成12年度第3回会議録 ・平成12年度第4回情報公開・個人情報保護審議会報告・諮問 ・平成12年度第4回情報公開・個人情報保護審議会報告・諮問関係資料 ・答申素案 ・情報公開制度に対する意見・要望
	当日	・「答申素案」の追加・修正箇所
次第	1 平成12年度第3回会議録の確定	
	2 諮問事項	
	介護保険相談員	報告 27
	災害時要支援者情報の地域提供業務	諮問 21
	災害時要支援者情報の地域提供	報告 28
	保育補助事務	諮問 22
	青少年育成委員名簿管理事務	諮問 23
臨床検査データ管理システム (電子メールによる受診者名簿の転送)	諮問 24	

	生活環境意識・実態調査	報告 29 諮問 25・26
	精神障害者医療費助成	報告 30
	建設副産物実態調査処理	諮問 27
	建設副産物実態調査	報告 31
	リサイクル自転車の照会・譲渡処理	諮問 28
	放置自転車	報告 32
	選挙投票管理システム	諮問 29
	教職員人事異動事務	諮問 30
	教職員人事	報告 33
	商工業実態調査	諮問 31
	商工相談	報告 34
	情報公開制度の見直しについて	諮問 20(継続)
内 容	1 平成12年度第3回会議録の確定	
	2 介護保険相談員	了承
	3 災害時要支援者情報の地域提供業務	答申
	4 災害時要支援者情報の地域提供	了承
	5 保育補助事務	答申
	6 青少年育成委員名簿管理事務	答申
	7 臨床検査データ管理システム (電子メールによる受診者名簿の転送)	答申
	8 生活環境意識・実態調査	了承 答申
	9 精神障害者医療費助成	了承
	10 建設副産物実態調査処理	答申
	11 建設副産物実態調査	了承
	12 リサイクル自転車の照会・譲渡処理	答申
	13 放置自転車	了承
	14 選挙投票管理システム	答申
	15 教職員人事異動事務	答申
	16 教職員人事	了承
	17 商工業実態調査	答申
	18 商工相談	了承
	19 情報公開制度の見直しについて	継続審議

開会	
会 長	開会のあいさつ
会 長	「平成 12 年度第 3 回情報公開・個人情報保護審議会会議録」の訂正又は質問はございませんか。なければ会議録は確定したことといたします。
諮問事項説明	
会 長	諮問事項について審議に入ります。
企 画 部 長	諮問事項の朗読
報告 27 号	
会 長	はじめに、報告 27 について事務局から説明をお願いします。
区 政 情 報 課 長	報告 27「介護保険相談員」についての説明
会 長	ただいまの説明について、ご質問、意見等がございますでしょうか。
委 員	「8 住所等異動状況」は、どういうことで必要なのでしょうか。
区 政 情 報 課 長	資料 2 の 1 頁「2 提供する情報(3)」のとおりですが、年 1 回、12 月 1 日を基準日とするということで、異動状況を把握する必要があります。
会 長	ほかにごございますでしょうか。では、報告 27 を了承とします。
報告 27 号了承	
諮問 21 号、報告 28 号	
会 長	次に、諮問 21 と報告 28 は関連していますので、事務局から一括して説明をお願いします。
情報システム課長	諮問 21「災害時要支援者情報の地域提供業務」についての説明
区 政 情 報 課 長	報告 28「災害時要支援者情報の地域提供」についての説明
会 長	ただいまの説明について、ご質問、意見等がございますでしょうか。
委 員	大変素晴らしいシステムのご検討ですが、是非データのバックアップについて特段のご配慮をされることを希望しておきたいと思えます。実際に起きたときに、データが壊れていて使えなかったということでは、意味がありませんので、是非二重、三重の配慮のご検討をお願いしたいと思います。
委 員	この電話番号には、携帯電話の番号も入るのでしょうか。
区 政 情 報 課 長	はい。
委 員	内容はよろしいと思えます。まず警察署に提供するのはどういう意味があるのですか。また、資料 2 の 4 頁「登録内容」で、「更新の際、住民基本台帳との照合することについての同意」とありますが、なぜ更新の際なのか説明をお願いします。
厚 生 部 参 事	提供先ですが、日ごろから災害に備えた地域の協力体制づくりを支援するためには、消防署、警察署、民生委員の連携がどうしても必要です。区民からも、民生委員のほかに是非とも消防署、警察署を加えてほしいというご要望がありましたので、それを踏まえて警察署にも提供するということです。
委 員	極めてプライバシーにかかわる内容ですが、阪神・淡路大震災のときにもこういったことが問題になったと思えます。その後、こういう事業が整備されてきていると思えますが、警察署、消防署、民生委員に情報を提供しておくということにほかでもなっているのですか。
厚 生 部 参 事	「杉並区保健・福祉計画」の中に「地域に『共に生きる』福祉基盤を育て

	<p>るために「やさしいまちづくりの推進」ということが施策の方向で出ており、その具体化を図るものです。</p> <p>住民基本台帳の件ですが、途中で亡くなったり、転居したときには、ご本人等から届出をいただくことが原則ですが、より精度の高い名簿を作成する上で、更新のときに住民登録と照合するということです。</p>
委員	<p>資料2の5頁「情報提供先」で「指示を与え、または必要な措置を講ずることができる」とありますが、ここで言う「必要な措置を講ずる」というのは、具体的にどのようなことですか。秘密の保持について、適切な指導をするということですか。</p>
厚生部参事	<p>目的以外に使用するといったことはないと思いますが、情報を提供したことによって区民の方から苦情がきたりした場合に、指導等をするということです。</p>
委員	<p>万が一、目的以外に使用したことが分かったような場合は、その人からは情報を引き上げるといった制裁的な措置もあるということではよろしいですね。</p>
厚生部参事	<p>はい、そのとおりです。</p>
委員	<p>民生委員と児童委員は、同じ方が両方任命されているのでしょうか。</p>
厚生部参事	<p>はい、そうです。</p>
委員	<p>阪神・淡路大震災のような大規模災害のときに、例えば、自衛隊や民間のレスキュー隊なども非常に活躍しますが、そういった所への提供はあり得ないということですか。</p>
厚生部参事	<p>今回の事業では考えておりません。</p>
会長	<p>ほかにございますでしょうか。では、諮問21を決定し、報告28を了承とします。</p>
諮問21号決定、報告28号了承	
諮問22～24号	
会長	<p>次に、諮問22から24を、事務局から一括して説明をお願いします。</p>
情報システム課長	<p>諮問22「保育補助事務」、諮問23「青少年育成委員名簿管理事務」、諮問24「臨床検査データ管理システム（電子メールによる受診者名簿の転送）」についての説明</p>
会長	<p>ただいまの説明について、ご質問、意見等はございますでしょうか。</p>
委員	<p>諮問22の記録項目に「7経理年齢」とありますが、これはどういう年齢ですか。</p>
情報システム課長	<p>資料2の6頁「記録項目・用語の説明」にあるとおり、「保育料、国庫負担金の算出をするときの年齢」です。</p>
委員	<p>同じく諮問22ですが、「22区階層」と「23国階層」とは何ですか。</p>
保育課長	<p>「区階層」とは、区の条例に基づいて保育料を決めるための収入の階層区分です。また「国階層」とは、厚生省が定めている基準です。</p>
委員	<p>「11入所指数」、「12入所調整指数」とはどういうことですか。</p>
保育課長	<p>保育サービスを利用する場合の程度ということですか。例えば、両親がフルタイムで8時間以上働いている世帯の場合は指数を10と定めてあります。母</p>

	親が1日4～5時間のパートタイムという場合は指数は低くなります。これが「入所指数」です。また「入所調整指数」というのは、母子家庭や兄弟関係がある場合などさらに調整するための指数です。
委 員	まず、「14 延長保育指数」とはどのようなことですか。次に、パソコンの使用台数やネットワークの利用といったシステムの概要について示していただきたいと思います。
保 育 課 長	まず「延長保育指数」ですが、延長保育の必要度合に関する指数です。次に、今回のシステムを導入すると、保育課にサーバーが1台、クライアントのパソコンが3台入る予定です。これで諮問22に記載されているように、統集計処理や入園選考会議資料の作成等を効率的にやっていこうとするものです。データの管理については、安全な体制を確保していきたいと考えております。また、ほかとのデータのやり取りはありません。
委 員	これは審査の結果入園が決まっている方が対象ですね。例えば、選考会議にはかけられたが待機になってしまったような方は対象にはならないわけですか。
保 育 課 長	保育園に入園を申請される方すべてについて、このシステムを適用していきたいと計画しています。
委 員	データの保存期間はどのようになっているのですか。
保 育 課 長	文書の保存年限と同様と考えています。卒園時に子ども毎にデータを廃棄するという考え方です。
委 員	待機者の記録は残るのですか。
保 育 課 長	待機者については入園申請を有効に取り扱い、半年の間で空きが出たら、選考会議にかけて入園できるかどうかを判断します。
委 員	諮問24の「臨床検査データ管理システム」ですが、5つの保健センター間でネットワークが構築され、検査データが同時に記録されるということなのでしょうか。
保健予防課検査主査	各保健センターで受診したもののうち、保健所1カ所で集中して検査を行う血液検査と便潜血について電算化するということですが、受診した各保健センターと保健所とでデータのやり取りはありますが、各保健センター間のやり取りはありません。
委 員	保存期間はどのようにするわけですか。健康データなどは、本当はずっとあったほうがいいと思うのですが。
保健予防課検査主査	医師法でいわゆるカルテは5年間と決まっています。文書管理規程上も5年となっております。
委 員	これは意見ですが、庁内電子メールを使うということですが、これが一種の文書に当たるわけですので、当然考えておられると思いますが、情報システム課で文書管理規程上の位置付けを明確にした上で運用されるようにご配慮いただきたいと思います。
会 長	ほかにございますでしょうか。では、諮問22から24を決定とします。
諮問22～24号決定	
報告29号、諮問25・26号、報告30号	

会 長	次に、報告 29 と諮問 25、26、報告 30 を、事務局から一括して説明をお願いします。
区 政 情 報 課 長	報告 29、諮問 25・26「生活環境意識・実態調査」、報告 30「精神障害者医療費助成」についての説明
会 長	ただいまの説明について、ご質問、意見等はございますでしょうか。
委 員	シックハウス症候群というのは、正式な病名ではないと書いてありますが、学説というか学会では、病気だと認められているのですか。
生 活 衛 生 課 長	シックハウス症候群というのは、マスコミが付けた名前ということになっていて、正式に学問的に定義付けられたものではありません。
委 員	おやりになる方向性は間違っていないと思います。しかし、まだ病気としての位置付けがはっきりしていないものに関して、こうした病気があるということを区が認めてしまった形で調査するにはまだ少し時期が早いと思いますが、いかがですか。
生 活 衛 生 課 長	「生活環境意識・実態調査」については、住まい方について、もっと広い視点から、例えば、家の中でどういった化学物質を使っているか、黴の生えている所がないかどうか、換気の方法はどうかなどといった全般的な生活環境の調査をさせていただきます。その中でシックハウス症候群についてもどの程度知っているのか、室内の調査を希望されるのかどうかといったことを調査してみたいと思っています。こういった調査はあまりやられておりませんので、健康データベースライン調査の基礎資料にしていきたいと考えています。
委 員	同じく報告 29 ですが、「11 食品衛生に関する知識」をどのような形で記載されるかという質問と、一区民の意見として言わせていただければ、設問に答えてよく分かっていなかったら指導を行うというのは、家の中が汚なろうが、大きなお世話のような気がいたします。
生 活 衛 生 課 長	食品衛生に関して、主に台所での対応といったものを広い視点から聞いてみたいと考えているところです。例えば、手の洗い方、まな板の使い分け、実際の買物の方法等をアンケート調査させていただき、その中で希望される方については、食品衛生監視員が依頼に基づき、ご家庭のスタンプ検査等をやらせていただきたいと思いますと考えています。
委 員	どのように記載するのですか、例えば、何点などということはないですね。
生 活 衛 生 課 長	ございません。選択肢になっています。
委 員	全部書くのですか。
生 活 衛 生 課 長	例えば「次の中で生食されるようなものがありますか」という設問に対して、刺身、鳥のササミ、レバー等のうちから 印を付けていただいたりします。
委 員	それを全部 11 番に書くのですか。「知識」というのは漠然としていますので、どのように記載するのかわかったので質問したのです。
区 政 情 報 課 長	これは個人情報の記録の内容で、先ほどのまな板の使い方とか、食品の関係といった知識をまとめて「食品衛生に関する知識」として表現していま

	す。
委員	個々にはそのように書かれるということですね。
生活衛生課長	はい。
委員	具体的には、「シックハウス症候群を知っているか、知らないか」という聞き方をするのですか。
生活衛生課長	シックハウス症候群については、「どういったものかご存じですか」という1項目を入れようかと思っています。
委員	正式な病気ではない、マスコミが作ってまだ位置付けがはっきりしていないものに関して、知っているか、知らないかと区が問うというのは、ちょっとおかしいのではないかと思うのです。
生活衛生課長	シックハウス症候群については、厚生省が中心になって全国的な調査をしようという動きもあるのですが、それに先んじて取り組んでいきたいと考えています。
委員	この調査は指導のほかには何か特に目的がおありなのでしょう。サンプリングとしては非常に少なすぎるので、区の何かの施策に使えることもないだろうと思うのです。あくまでこれはその方に対するケアみたいなものなのでしょう。それともこれを何かの資料にお使いになるのでしょうか。また、これはかなりプライバシーに立ち入っていることなので、こういった所に委託されるのでしょうか。
生活衛生課長	これについては、ご本人に対するケアということもありますが、生活環境意識調査もやりますので、それとのクロス集計も考えてみたいと思っています。また、委託先ですが、こういったことに手慣れていて専門的に実施している所を考えています。
委員	医学のほうでは、原因が違ってても臨床的に同じですと同じ病気という意味で症候群と呼んでいます。従来日本家屋だと、化学物質は拡散して隙間から漏れていき、日常生活にはあまり支障とか、いろいろな意味での障害的な影響はなかったのです。ところが、機密性が高い家屋の造り方が進んで来て、わずかなものでもそれが沈滞するために、こういうものが出てきたのです。名前は誰が付けようと、医学でも採用しております。いまお住まいの方にとっては深刻な問題ですので、私個人としては積極的に対応していただいて、そういうものをまた還元していただきたいと思います。
委員	委託費はどのくらいですか。
生活衛生課長	大体480万円くらいになります。
会長	ほかにございますでしょうか。では、報告29、30は了承、諮問25、26は決定とします。
報告29号了承、諮問25・26号決定、報告30号了承	
諮問27号、報告31号、諮問28号、報告32号	
会長	次に、諮問27と報告31、諮問28と報告32を、事務局から一括して説明をお願いします。
情報システム課長	諮問27「建設副産物実態調査処理」についての説明
区政情報課長	報告31「建設副産物実態調査」についての説明

情報システム課長	諮問 28「リサイクル自転車の照会・譲渡処理」についての説明
区政情報課長	報告 32「放置自転車」についての説明
会長	ただいまの説明について、ご質問、意見等がございますでしょうか。
委員	諮問 28 の「個人情報項目」で、「10 札色」とは何ですか。
情報システム課長	自転車については年度によって色を変えていますが、それを意味していません。
委員	建設資材にかかわる廃材ですが、現在のリサイクル率を教えてくださいませんか。
営繕課長	建築系廃棄物全体で見ますと 42% で、土木系においては 68% です。コンクリート系の塊については、かなりの率でリサイクルされているのが実態です。
会長	ほかにごございますでしょうか。では、諮問 27、28 は決定、報告 31、32 は了承とします。
諮問 27 号決定、報告 31 号了承、諮問 28 号決定、報告 32 号了承	
諮問 29 号	
会長	次に、諮問 29 について事務局から説明をお願いします。
情報システム課長	諮問 29「選挙投票管理システム」についての説明
会長	ただいまの説明について、ご質問、意見等がございますでしょうか。
委員	いまは鉛筆などでチェックされていますが、それをスーパーみたいにバーコードで対応するわけですか。そうすると、選挙人に来る葉書にバーコードが入っていて、選挙の会場にはそれを読み取る端末が全部設置されるようになるわけですか。
情報システム課長	そのとおりです。
委員	現在の投票率が出てくるようになっているのですか。
情報システム課長	いまはまだそこまで想定していませんが、いずれはそういうことをやるようになると思います。
委員	このシステムの仕組みやデータの管理はどのようになるのでしょうか。
情報システム課長	いままで選挙人名簿をコンピューターから打ち出して、それをベースに不在者投票とか当日投票の処理を行っていたわけですが、それらをパソコンで処理する形に変更するという事です。
委員	データの管理は、選挙の直前でどうなるのですか。
会長	要するに、いままで紙で管理していたものをパソコンでやろうというわけです。
情報システム課長	会長に整理していただきましたように、いままで紙でやっていたものを電子化するという事で、異動処理については、常に最新のデータに更新していくこととなります。
委員	投票所ごとにパソコンを置いて、バーコードを読み取るということですが、それはそのときだけのレンタルなのですか、それとも新たにそのシステムを買い入れるのですか。
情報システム課長	バーコードリーダーは買い取りますが、パソコンはレンタルあるいはリースで処理いたします。

委員	バーコードで読み取れない場合は、手作業でパソコンに入力することになるわけですね。
情報システム課長	はい、そのとおりです。
会長	ほかにございますでしょうか。では、諮問 29 は決定とします。
諮問 29 号決定	
諮問 30 号、報告 33 号	
会長	次に、諮問 30 と報告 33 が関連していますので、事務局から一括して説明をお願いします。
情報システム課長	諮問 30「教職員人事異動事務」についての説明
区政情報課長	報告 33「教職員人事」についての説明
会長	ただいまの説明について、ご質問、意見等がございますでしょうか。
委員	当然東京都の職員ですから、23 区、三多摩及び島嶼を含めて、東京都が一斉にこういう作業をおやりになるのですか。そうでなければあまり意味がないだろうと思います。
指導室長	委員のおっしゃるとおりでして、特別区、市町村等、すべて同じシステムで同時に行う異動処理です。
委員	17 頁の「8 担当教科」ですが、小学校では全般的なことをやっているわけですから、担当教科を持たない人は、単なる職員番号などで指定するということでしょうか。
指導室長	小学校では、小学校の全部の教科を教えるということで「小全」という名称が入ります。また、技能教科の音楽、図工等の専科教諭については、その名称が使われます。
委員	諮問 30 の「システム概要」では「幼稚園、小・中・養護学校に勤務する教職員等」となっていますが、資料では「教職員の人事異動に関する」となっています。この違いを示していただければと思います。
情報システム課長	諮問 30 の記載が誤っております。「等」を削除していただきたいと思います。
会長	ほかにございますか。なければ諮問 30 を決定し、報告 33 を了承とします。
諮問 30 号決定、報告 33 号了承	
諮問 31 号、報告 34 号	
会長	次に、諮問 31 と報告 34 が関連していますので、事務局から一括して説明をお願いします。
区政情報課長	諮問 31「商工業実態調査」、報告 34「商工相談」についての説明
会長	ただいまの説明について、ご質問、意見等がございますでしょうか。
委員	まず諮問 31 の記載の仕方に質問があります。「情報通信、環境、福祉・介護分野、研究開発・知識集約型産業」の例がアニメ産業というわけではありませんよね。資料の「情報通信、環境、福祉・介護、アニメーション関連産業、研究開発・知識集約型の商業及びサービス業」という表現が正しいのですね。 次に、女性などがよくやっている S O H O なども対象に入るのでしょうか

	か。それはどこから抽出するのでしょうか。
経済労働課長	<p>記載の仕方のご質問ですが、研究開発、知識集約型産業の例がアニメ産業というわけではなく、情報通信以下の各分野の例示としての記載の仕方です。</p> <p>次に、SOHOに関するご質問ですが、いまSOHO協会などが設立されているという話を聞いておりますので、そういう所から情報収集を行い、調査対象としたいと考えています。</p>
委員	資料に「調査票は、調査終了後区が回収し、1年間保管後、廃棄する」とありますが、これは1年間経てば調査の結果として一定の集計などができたりするので、調査票そのものは要らないのだという意味で、廃棄するということなのですか。
経済労働課長	追跡調査に必要なこともありますので1年間は保存し、その後は必要がないということで廃棄するということです。
会長	ほかにございますか。なければ諮問 31 を決定し、報告 34 を了承とします。
諮問 31 号決定、報告 34 号了承	
会長	本日の諮問事項については、諮問のとおりにすべて決定しましたので、答申したいと思います。事務局のほうで答申案を作成していただきたいと思います。それでは休憩します。
(休憩)	
会長	席上に諮問 21 から 31 についての答申案が配付されておりますが、これではよろしいですか。
(異議なし)	
会長	それでは、諮問 21 から 31 については決定ということで、区長に答申したいと思います。
諮問 20 号(継続)	
会長	<p>次に、「答申素案」の審議に入りたいと思います。前回依頼のとおり、学識経験者4人で、区の「検討委員会報告書」をたたき台にして、また、配付資料にもある区民からの意見や議会での意見等を、事務局から説明を受けて、答申の素案をまとめました。時間が十分取れなかったこともあり、不十分であると考えるところを、本日の配付資料「『答申素案』の追加・修正箇所」で、別途加えるようにいたしました。</p> <p>それでは、私のほうから、会長という立場ではなくて、取りまとめ役に当たった者として、「答申素案」の説明をさせていただきます。</p> <p>まず、「第一章 情報公開制度のあり方についての基本的考え方」については、前回のみならずその前も含めて、特段の意見がなかったということで、区の報告書を基にまとめました。</p> <p>次に、「第二章 今後の情報公開制度のあり方について(案)」については、各委員のご意見、区民のご意見、また議会からの質問、意見等を参考にまとめてみました。前回の審議で参考とした区の報告書と違う箇所を中心に説明したいと思います。</p>

	<p>4 頁「2 請求権者」ですが、今回は現行どおりということでしたが、検討した結果、「『何人』とすべきである」としました。</p> <p>11 頁(3)ですが、「提供・公表」を加え「ファクシミリ等による請求・提供・公表・公開」としました。</p> <p>12 頁「8 電磁的記録の公開方法」ですが、いま IT 革命ということが言われているように、情報技術というのは日進月歩進展しておりますので、それに伴って「体制整備を行い、順次充実を図り、規則等を改正」する、としました。</p> <p>13 頁「10 情報公表・提供の充実」ですが、説明欄の最後に、「情報化の進展に対応し、区のホームページ等による情報の公表・提供の充実を図る必要がある」としました。</p> <p>15 頁「12 個人情報保護条例との関係」ですが、情報公開条例に「存否応答拒否」の規定を入れるとなると、個人情報保護条例と整合性を図る必要があるだろうということから、保護条例にもこの規定を置く必要がある、としました。</p> <p>同じく 15 頁「13 情報公開・個人情報保護審査会条例について」ですが、この審議会で「主なものを審議したので、区においては、情報公開法の趣旨を踏まえ、その他の事項についても対応されたい」としました。</p> <p>本日配付の「『答申素案』の追加・修正箇所」ですが、まず「入札」については、区が一定の案件について事前公表を考えているようですから、資料のとおり修正しました。</p> <p>次に、「出資法人等の情報公開」ですが、議会で、不服があった場合の救済措置について質問が出ておりますので、追加案のとおり、この文章を若干修正したいと思います。また、「出資法人等の範囲」については、更に検討することを区に求める記載を追加しました。</p> <p>次に、「情報管理」について、「実施機関が情報を適正に管理する旨の責務規定を置くべきである」と追加しました。</p> <p>この「『答申素案』の追加・修正箇所」を含めて、ご意見を承りたいと思います。進め方ですが、前回と同じような形で進めていったらどうかと思います。まず、第一章ですが、特にご意見はないかと思います。決定ということによろしいですか。</p>
委 員	<p>第二章の本文でも、意思形成過程情報は原則公開である、ということはあるのですが、2 頁「2 (2) 行政情報の原則公開」の中に「意思形成過程情報の原則公開」という文言を入れたらいいのではないかと思います。資料 3 「情報公開制度に対する意見・要望」でも、意思形成過程情報についての公開という意見が非常に多いのです。まさにその通りだと思います。公開することにより区民に混乱を招くおそれがあるものについては、現行どおり、非公開の部分があってもいいと思います。ただ、大前提として、原則は公開するという基本的な姿勢で審議に当たったということ、審議会として明示しておいたほうがいいのではないかと思います。</p>
会 長	<p>そうすると、「したがって、情報の原則公開の趣旨」の後にカッコを付けて「(意思形成過程情報も含む)」というような表現にするということですね。</p>

委 員	そうです。
会 長	ほかにございますか。いろいろ出たご意見の取りまとめをどうするかは、後ほど議論したいと思います。第一章は、いまのご意見が妥当だと思いますので、そういう方向で直していくということによろしいですか。
(異議なし)	
会 長	次に、第二章ですが、「1 条例の目的」、「2 請求権者」、「3 対象情報」について最初に議論したいと思います。「知る権利」及び「説明する責務」、「何人」についてだいた議論があったのですが、このような形でまとめました。これによろしいですか。
(異議なし)	
会 長	それでは、第二章の1から3は確定ということにいたします。次に、「4 非公開情報」についてご意見はございますか。
委 員	別段反対というわけではないのですが、8 頁に「著しい支障を生ずるおそれのあるものについては」の箇所があります。確かにそうだと思うのですが、拡大解釈をされるのではないかと不安が非常にあるようなのです。例えば、適切な時期に中間発表をするというようなことを盛り込んだほうが、適度にセーブがかかっていることを示すのでいいと思います。「21 世紀ビジョン」にしる、中間報告などで意見を求められているようですが、そういった方向の文章があったほうがいいような気がします。いまはいい方向に向かっていると思うのですが、今後どういうふうにも拡大されるか、あるいはどう使われるかという運用のところ、たぶん皆さんはいろいろ考えられると思うのです。原則公開であっても実際は違うのではないかと、というご意見もどうも多いようなので、その辺はきちんと説明をしておかなければいけないと思います。
会 長	区民と区との信頼関係という問題はあると思います。条例の目的に「知る権利」と「説明する責務」が入っていますので、「著しく」の解釈は、まさにそういった観点からされるべきものだとすれば、常識的に考えれば、これでいいのではないかと私も考えたのですが。
区政情報課長	この情報公開条例の運用状況については、年1回公表することとなっております。また、当審議会にも報告することとなっております。その中で明らかにしていきたいと思っております。
企画部長	いまご指摘があった部分は、もし考え方として入れるとすれば、13 頁にある「10 情報公表・提供の充実」になるかと思っております。
委 員	原則公開ですから、原則公開に反するような著しいものは本当に例外だと思っております。そういう条項というのは、六法全書を見ても、法律のいたるところに規定されているわけです。ですから「著しい支障を生ずるおそれのあるものについては、例外的に非公開」とあるという条項は適切だと思います。
会 長	13 頁の「10 情報公表・提供の充実」で、現行条例第 15 条は改正するという方向で審議会としては諮問に答えるということと考えております。いま委員が言われたようなことには対応できるのではないかと思います。確かに区民の皆さんからこれについて意見は出ております。しかし、条例上の歯止めが、第1条、第2条、第15条であり、それ以上は条例の文言上で枠をはめる

	というのは、現実には難しいことだと思うのです。
委員	従来の情報公開制度には公表という概念がなかったのです。情報提供という形で、執行機関側が住民の方々に、PRとしてお出しするという概念だったのです。ここにきて、公表という、ある意味では義務的に積極的に出していかなければいけないという概念が新しく加わってきたのです。情報公開というのは、狭い意味では出せ、いや出さない、出しましょうという、ある意味では消極的な立場もあるのです。公表というのはある意味では義務的なものですから、場合によっては公開よりも広い範囲で出されていく要素もあるのです。最近の傾向としては、公表という概念が入ってきて、いまおっしゃったような弱点を補っていくような運用になってきています。将来、どういふふうになるかわかりませんが、これで運用することによって区民の皆様方のご心配になる点は随分クリアできたのではないかと感じているわけです。
委員	原案でよろしいかと思えます。
会長	原案でよろしいのではないかと、というご意見がありましたかよろしいですか。
(異議なし)	
会長	それでは、「4非公開情報」については確定ということによろしいですか。
委員	確認ですが、「入札」については、修正したもので確定することによっていいわけですね。
会長	はい。入札について、事務局のほうでご意見はございますか。
区政情報課長	予定価格の事前公表については、10月3日の総務財政委員会で報告がありまして、今年の12月1日から試行して、来年の4月1日から実施をいたします。
会長	「4非公開情報」については確定といたします。次に、9頁の「5情報公開法との関係で整理すべき事項」ですが、特にございませんか。それでは、「5情報公開法との関係で整理すべき事項」は確定ということによろしいですか。
(異議なし)	
会長	それでは確定ということにいたします。次に、「6請求手続」についてです。なければ、確定ということによろしいですか。
(異議なし)	
会長	それでは確定ということにいたします。次に、「7情報不存在の取扱い」から「11出資法人等の情報公開」までをひと区切りにして審議したいと思います。特にございませんか。
委員	出資法人ですが、「『答申素案』の追加・修正箇所」についての会長からの説明や、資料3での区民からの意見のように、2分の1の出資割合にこだわらずに、税が使われている法人については公開していくべきではないかと、いったことについて、もう少し検討されていくということによろしいですか。
会長	そうです。審議会としてこのような答申を出すとするれば、特に議会等での辺が議論になるのではないですか。

委 員	「10 情報公表・提供の充実」の中に、積極的な姿勢として、意思形成過程にさらに区民が参加できるような情報提供を行っていく、ということを一言入れておけば、全体としての整合性が取れるのではないかと思います。
委 員	質問ですが、意思形成過程に区民が参加できるような、とはどういうことですか。
委 員	例えば今回のこういう要望なども、間違いなく区民からの参加だと思うのです。この審議会で1つの答申をする過程で、意見といった形で当然出ていますし、さまざまな方法はあると思うのです。そういうことを今後さらに広くやっていくということです。「10 情報公表・提供の充実」に盛り込めば、そういう姿勢を出せるのではないかと思います。
委 員	行政として、意思形成過程にできるだけ意見を聴取する方法を考えるべきである、ということを感じたいということですね。
委 員	そういうことです。
委 員	「21 世紀ビジョン」には、政策の立案から施策の実施、評価までについて、区民の参加ということが盛り込まれていました。やはり情報公開の以前に、区が何をしたいこうとしているのかという情報の公表、提供が、区民の参加の大前提となるものです。わかりやすい公表や、参加のルールの明確化をこれからやっていただきたいと考えます。「21 世紀ビジョン」の中で、行政と区民との協働ということが謳われていましたので、そういった意味ではもっと議論していただく必要があるのではないかと思います。
会 長	要するに、行政と区民との協働といった観点から、第15条の規定に、一定の施策を行う前から積極的に区民に情報を提供する、という意味合いをもう少しもたせたいというご趣旨ですね。
委 員	そうですね。どの段階で参加するかというのが、いまは全然決まっていないのだと思うのです。そこで、ある程度ルール化したり、もっと早い段階で行政の動きというか、計画をもう少しオープンにしていけると、区民の意識も深めていけると思います。いまの状況では参加したいという意識を持っている人たちの意見を吸い上げるには、時間的にも短か過ぎたり、周知の徹底もされていないのではないかと思います。
委 員	条例にそれを盛り込めるかといったら、それは難しいような気がします。先生方に伺いたいのは、意思形成過程情報というのは、定着した言葉として条例に馴染むものなのですか。それともこれは説明として使ったほうがいいものなのですか。いずれにしても、区民の方にわかりやすいというのが大事だと思うのですが、意思形成過程の区民の参加という言葉が馴染む用語で、入れれば杉並らしさが出ていいかなという感じがします。
委 員	住民参加というのは、意思形成過程に参画すること、住民の意思を行政執行に反映させることです。住民参加、区から言えば区民参加ですが、10の枠の中の2行目に「積極的に区民参加を推進するために、情報を提供する観点からの規定に変更すべきである」と表現すれば、包括的にご意見が反映できるかと思います。
会 長	いまそういうご意見が出ましたが、いかがですか。
委 員	いま具体的な案文も示されて説明していただいたのですが、そのことが意

	思形成過程においても住民参加が保証されるということなのですか。
委員	意思形成過程という、いかにも大上段に振りかぶって、業者の選定といった領域に取られがちなのです。ところが実際には臨機応変に決定しなければいけない小さな決定があるわけです。そういうものも含めて、包括的に情報提供を通して実態に合った形で、ダイナミックに運用していったらどうか。そういう意味で、住民参加、あるいは区民参加という言葉で、意思形成過程を包括的に表現したらどうかと置いていたところです。
委員	そこまで括りますと、いま言われたような趣旨のことも、この規定の中にも含まれているわけです。では、意思形成過程だけかということ、これはかえって制限することになってしまうのではないかと思います。あとは議会などでこの提言をもとにどうするのか、あるいはそこまで積極的に審議会に入れなければいけないのかどうかということになります。
委員	意思形成過程という、狭い意味では、文書を起案して組織として決定するということですが、実際にはすべてがそういうことではなくて、それを前提にいろいろダイナミックに動いています。ましてやいま民間がスピードで勝負されているときに、役所がのんびりやっているわけにはいかないの、やはりスピードに対応するためには、もっと包括的な表現にしておくことが、区政運営のために非常に効果があるのではないかと感じます。
委員	「積極的に区民参加を推進するため」という表現が入れば、いま議論されていること、また区民の方からの意見、要望も趣旨としては十分入るのではないかと思います。
会長	そうすると、「積極的に区民参加を推進するために、区民に情報を公表・提供する観点からの規定に変更すべきである」という表現になります。ちょっと文章の落ち着きが悪いような気がしますが、趣旨は大体いいかと思います。
委員	第1条では住民自治ということを行っているのですから、この原則に合うように区民に情報を提供すべきである、という条項にすればいいのではないかと思います。住民自治、あるいは住民自治だけで足りなければ知る権利の原則に則って積極的に区民へ情報を提供しなさいということですよ。その情報の提供があれば、いろいろな方法でそれぞれの住民は参加してくるわけです。
会長	この第15条については、「情報提供について、かくあるべし」という答申をするわけです。ですから、先ほどの提案にあったような趣旨で、第15条は規定されればいいのではないかと思います。いまおっしゃったような住民自治の観点は、「知る権利」、「説明する責務」の関連で、理論的に構成されることになると思うのです。
委員	「区民参加」の意味がわかりましたので、入れていただくとはっきりして良いのではないかと思います。
委員	副会長が言われたのは、法律的には正しいことだと思いますが、区民から見ると、やや専門的になり過ぎて難しいかなという感じがします。もともとこれは区民の方々のご意見をどう反映するかということで、いろいろ苦労したところですから、むしろそういう視点で表現していただくほうがいいので

	はないかと思います。
会 長	それでは、「7」から「11」ですが、「10」については趣旨は変えないで、文言をもう少し適切なものにしたいと思います。「積極的に区民参加を推進するために、区民に情報を公表・提供する観点からの規定に変更すべきである」と直すということによろしいですか。
(異議なし)	
会 長	その他についても確定ということにいたします。次に、「12 個人情報保護条例との関係」と「13 情報公開・個人情報保護審査会条例について」を一括して審議したいと思います。「情報管理」の追加については、「『答申素案』の追加・修正箇所」のとおりです。
委 員	追加文案も含めて、原案でよろしいと思います。
会 長	そういう提案がございましたが、よろしいですか。
(異議なし)	
会 長	それでは、確定ということにいたします。
委 員	いちばん初めに言えばよかったかもしれませんが、情報というのは早く出すということが非常に大事です。行政がやることは遅いと区民の皆様は思っていて、区民の要望にもあったので、やはり「スピード」を重視するという姿勢を文面でしっかり残されたほうが良いと思います。
委 員	2頁の(6)にいまのご趣旨を活かせばいいと思います。「可能な限り、積極的に」というところに、「さらに迅速に」といった言葉を入れれば、基本的なことですからすべてに当てはまるわけです。
委 員	「速やかに」というような表現を1つ加えればいいと思います。
会 長	ほかにございませんか。今後のことですが、本日いただいた意見等を学識経験者の4人で、あるいは私と副会長で、もう1度成案をまとめたいと思っております。次回、今日の意見等がきちんと入っているかどうか、それを確認していただいて、答申したいと思います。
区政情報課長	いま会長から成案をまとめるという話がありましたが、成案を各委員にお配りして、それに対してご意見をいただいて、次回に答申をされたらいかがかと思います。
会 長	時間はありますか。
委 員	私どもはたたき台を作らせていただきましたが、根本的に違うところは1つもないのです。文章上の表現だけですから、むしろ会長に一任申し上げて、会長が文章を直したものを答申としてもいいのではないかと思います。いかがですか。やはり早いほうがいいのではないですか。
委 員	でも、直したものがいいかどうかの確認があるべきではないかと思いますが。
委 員	そうすると、あまりご意見はなく、手順の問題だけになりそうですね。ここでもう1度蒸し返すというのは会議の運営上うまくないでしょうから。
会 長	うまくないですか。
区政情報課長	もし会長、副会長に案文の整理をしていただいて、確認という意味で次回の審議会の前に各委員にお配りするということができれば、事務的に間に合う

	と思います。
会 長	会長一任と言われてしまうと大変なのですが。
委 員	この会議は情報を公開するかどうかを審議している会議です。合意は99.99%取れているわけですから、区民の皆様から「会長一任とは何だ」という意見が出かねませんので、事務的に間に合うのであれば、一任ということではなくて、淡々と手続きを踏んだほうがよろしいかと思います。
会 長	それでは今日のご意見に従って素案を修正いたしまして、皆様のお手元になるべく早くお配りして、次回に確定手続きをするということによろしいですか。
（異議なし）	
会 長	もう1つは、今日の審議会の資料3「情報公開制度に対する意見・要望」ですが、この区民の皆様からの意見を、答申の参考資料として区長に送りたいと思いますが、いかがですか。
（異議なし）	
区 政 情 報 課 長	そのようにしたいと存じます。それから、次回の日程については、12月初旬から中旬を予定しております。
会 長	本日の予定はすべて終わりました。ほかになければこれで閉会といたします。